

町田市公民館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 6 月 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市公民館条例の一部を改正する条例

町田市公民館条例（昭和 5 3 年 9 月町田市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

第 5 条 削除

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

町田市公民館条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
<u>第 5 条 削除</u>	<u>(公民館運営審議会)</u> <u>第 5 条 公民館に、町田市公民館運営審議会</u> <u>(以下「審議会」という。)を置く。</u> <u>2 審議会は館長の諮問に応じ、公民館におけ</u> <u>る各種の事業の企画実施につき調査審議す</u> <u>る。</u> <u>3 審議会の委員は、法第 30 条に基づき教育</u> <u>委員会が委嘱する。</u> <u>4 委員の定数は、15 名とする。</u> <u>5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。</u> <u>ただし、欠員を生じたときは補欠委員を委</u> <u>嘱する。補欠委員の任期は前任者の残任期</u> <u>間とする。</u>